

2020年4月20日

臨時休業のお知らせ

いつもニュードライバー教習所をご愛顧賜り誠にありがとうございます。
2020年4月7日(火)政府による新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県に発令され、更に2020年4月16日(木)全国に緊急事態宣言の発令がありました。京都府が特定警戒都道府県に指令され、府から2020年4月17日(金)に営業自粛要請がありました。

ニュードライバー教習所は京都府からの営業自粛要請に応え、下記の通り、臨時休業(全ての教習業務・検定業務・受付業務を休止)させていただきます。

教習生皆様のご理解、ご協力よろしく申し上げます。

休業期間 2020年4月21日(火)から5月6日(水)

休業期間は、短縮または延長となる場合があります。
教習業務等再開の時期につきましては、ホームページ等でご案内します。
休業期間中も入所申し込みは、ホームページにて受け付けております。

教習期限等の取扱いについては、[こちら](#)をご精読のうえ、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひします。

運転免許更新手続きについては、[こちら](#)をご確認ください。

なお、休業期間中は担当職員が対応しております。

問い合わせ窓口 075-313-9007

(10:00~17:00)※4月26日(日)、5月3日(日)を除く